

## 生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求事件について

令和4年（2022年）6月24日、東京地方裁判所において第一審判決のあった平成27年（行ウ）第379号生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求事件及び平成28年（行ウ）第75号生活保護基準引下げ違憲国家賠償等請求事件について報告いたします。

### 1 事件の概要

平成25年（2013年）から平成27年（2015年）に実施した生活保護基準の改定に基づき、各福祉事務所は生活扶助費を減額する変更処分を行いました。原告はこの生活扶助基準の改定について憲法及び生活保護法に違反するとして、国に対しては国家賠償（慰謝料請求）を求め、福祉事務所に対しては、生活保護基準改定に伴う変更処分の取消しを求めて提訴しました。

### 2 訴訟が提起された日

平成27年（2015年）6月19日[平成27年（行ウ）第379号]

平成28年（2016年）2月19日[平成28年（行ウ）第75号]

### 3 原告

都内に在住する生活保護受給者 32名（うち町田市で生活保護を受給する者 3名）

### 4 被告

国および町田市を含む計18自治体

### 5 判決の内容

令和4年（2022年）6月24日、東京地方裁判所の判決は以下のとおりです。

- (1) 各福祉事務所長が行った各変更処分を取り消す
- (2) 国への慰謝料請求は棄却する
- (3) 訴訟費用のうち国に生じた費用は原告が負担する
- (4) 上記(1)から(3)以外の費用は、1/3を原告が2/3を被告（国を除く）の負担とする

### 6 判決後の状況

令和4年（2022年）7月7日、被告が東京高等裁判所に控訴状を提出しました。

令和4年（2022年）7月8日、原告が東京高等裁判所に控訴状を提出しました。